

新規上場申請のための四半期報告書

(第18期第1四半期)

自2021年4月1日
至2021年6月30日

株式会社サクシード

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	3
第3 提出会社の状況	4
1 株式等の状況	4
(1) 株式の総数等	4
(2) 新株予約権等の状況	4
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	4
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	4
(5) 大株主の状況	4
(6) 議決権の状況	5
2 役員の状況	5
第4 経理の状況	6
1 四半期財務諸表	7
(1) 四半期貸借対照表	7
(2) 四半期損益計算書	9
第1 四半期累計期間	9
2 その他	13
第二部 提出会社の保証会社等の情報	14

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2021年11月18日
【四半期会計期間】	第18期第1四半期（自2021年4月1日 至2021年6月30日）
【会社名】	株式会社サクシード
【英訳名】	S u c c e e d c o . , l t d .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高木 毅
【本店の所在の場所】	東京都新宿区高田馬場一丁目4番15号
【電話番号】	03-5287-7259
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 植田 庸平
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区高田馬場一丁目4番15号
【電話番号】	03-5287-7259
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 植田 庸平

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第18期 第1四半期累計期間	第17期
会計期間	自2021年4月1日 至2021年6月30日	自2020年4月1日 至2021年3月31日
売上高 (千円)	653,523	1,991,875
経常利益 (千円)	158,765	265,491
四半期（当期）純利益 (千円)	95,616	173,423
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	64,000	64,000
発行済株式総数 (株)	124,000	124,000
純資産額 (千円)	983,576	887,959
総資産額 (千円)	1,392,879	1,270,461
1株当たり四半期（当期）純利益 (円)	30.84	55.94
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	70.6	69.9

- （注） 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
3. 当社は、第17期第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第17期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
4. 当社は、2021年7月15日開催の取締役会決議により、2021年8月27日付で普通株式1株につき25株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期（当期）純利益を算定しております。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 財政状態の状況

（資産）

当第1四半期会計期間末における総資産は1,392,879千円となり、前事業年度末に比べ122,417千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が122,740千円、売掛金が19,389千円増加したこと、一方で保険積立金が16,575千円減少したこと等によるものであります。

（負債）

当第1四半期会計期間末における負債合計は409,302千円となり、前事業年度末に比べ26,800千円増加いたしました。これは主に賞与引当金が12,790千円、未払消費税等が7,692千円、未払法人税等が5,703千円増加したこと等によるものであります。

（純資産）

当第1四半期会計期間末における純資産は983,576千円となり、前事業年度末に比べ95,616千円増加いたしました。これは四半期純利益の計上により利益剰余金が95,616千円増加したことによるものであります。

(2) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により依然として厳しい状況にあります。ワクチン接種が開始された一方で、一部地域には緊急事態宣言が発令されるなど収束の見通しはいまだ不透明な状況であり、先行きの予測が困難な状況が続いております。新型コロナウイルス感染症の影響により、あらゆる産業でアナログからデジタルへの転換が行われている中で、教育業界においてもGIGAスクール構想による教育環境のデジタル化やオンライン教育サービスに対するニーズの高まりなど、取り巻く環境は著しく変化しております。

そのような経済情勢の中で、当社は、「教育と福祉の社会課題を解決し、より良い未来を創造する」ことをミッションに掲げており、前事業年度から開始したオンライン家庭教師サービスの拡大やICT支援員派遣サービスの拡大など、IT技術の活用による新たな教育関連サービスを推進することにより、社会課題の解決を図っております。

このような状況のもと、当第1四半期累計期間の売上高は653,523千円、営業利益は144,227千円、経常利益は158,765千円、当四半期純利益は95,616千円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

①教育人材支援事業

学校法人及び学習塾向け人材支援サービスにつきましては、学校教育のIT化に伴い、ICT支援員派遣サービスが増加しております。また、前事業年度は1回目の緊急事態宣言の発令により休校していた学習塾についても、当四半期累計期間においては通常の営業活動を取り戻しており、塾講師の派遣・紹介サービスの需要も回復しております。

家庭教師サービスにつきましては、対面型家庭教師サービスの会員数は前年と比較して増加しており、また、新規事業であるオンライン型家庭教師サービスにおいても会員獲得は好調を維持しており、会員総数は前年同期と比べ増加しております。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、顧客のニーズに対応するために、対面型家庭教師サービスとオンライン型家庭教師サービスの2つの選択肢を設けたことが会員の増加に繋がっております。

その結果、売上高は309,825千円、セグメント利益は99,831千円となりました。

②福祉人材支援事業

保育業界向け人材サービスにつきましては、前事業年度において地方自治体向け人材派遣サービスを受注したものの、当第1四半期累計期間は保育士の紹介件数が減少しました。介護業界向け人材サービスにつきましても、当

第1四半期累計期間は介護士の紹介件数が減少しました。

その結果、売上高は127,931千円、セグメント利益は53,415千円となりました。

③個別指導教室事業

前事業年度の1回目の緊急事態宣言の発令による休校期間以降、学習の遅れに対する不安や密になりやすい集団授業の回避といった要因から個別指導教室に対する需要が増しており、新規入会者数は前年同期を上回る結果となりました。また、前事業年度から開校しております学童クラブ「ペンタスキッズ」につきましては、地域での評判も高く、会員数も増加傾向にあります。

その結果、売上高は215,766千円、セグメント利益は35,264千円となりました。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	500,000
計	500,000

- (注) 1. 2021年8月12日開催の臨時株主総会決議により定款変更を行い、発行可能株式総数は4,000株減少し、496,000株となっております。
2. 2021年7月15日開催の取締役会決議により、2021年8月27日付で株式分割に伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は11,904,000株増加し、12,400,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数（株） (2021年6月30日)	提出日現在発行数（株） (2021年11月18日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	124,000	3,100,000	非上場	単元株式数 100株
計	124,000	3,100,000	—	—

- (注) 1. 2021年7月15日開催の取締役会決議により、2021年8月27日付で普通株式1株につき25株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は2,976,000株増加し、3,100,000株となっております。
2. 2021年8月12日開催の臨時株主総会決議により、2021年8月12日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2021年4月1日～ 2021年6月30日	—	124,000	—	64,000	—	4,000

- (注) 2021年7月15日開催の取締役会決議により、2021年8月27日付で普通株式1株につき25株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は2,976,000株増加し、3,100,000株となっております。

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 124,000	124,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	124,000	—	—
総株主の議決権	—	124,000	—

(注) 2021年7月15日開催の取締役会決議により、2021年8月27日付で普通株式1株につき25株の割合で株式分割を行うとともに、2021年8月12日開催の臨時株主総会決議により、2021年8月12日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。これに伴い、提出日現在において、完全議決権株式 (その他) の株式数は普通株式3,100,000株、議決権の数は31,000個、発行済株式総数の株式数は3,100,000株、総株主の議決権の議決権の数は31,000個となっております。

② 【自己株式等】

2021年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【役員の状況】

前事業年度に係る定時株主総会終了後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)	就任年月日
取締役	泓田 翔平	1988年1月5日生	2012年4月 当社入社 2021年6月 当社取締役就任 (現任)	(注)	—	2021年6月30日
取締役	植田 庸平	1980年11月8日生	2007年12月 あずさ監査法人 (現 有限責任 あずさ監査法人) 入所 2011年9月 公認会計士登録 (現任) 2020年4月 当社入社 2021年6月 当社取締役就任 (現任)	(注)	—	2021年6月30日

(注) 2021年8月12日開催の臨時株主総会の終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

(2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性11名 女性一名 (役員のうち女性の比率—%)

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	950,270	1,073,011
売掛金	101,375	120,765
貯蔵品	3	15
前払費用	24,516	25,448
その他	75	35
貸倒引当金	△3,508	△4,178
流動資産合計	1,072,732	1,215,098
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	57,511	57,149
構築物（純額）	927	891
車両運搬具（純額）	2,012	1,844
工具、器具及び備品（純額）	731	654
リース資産（純額）	2,791	-
その他（純額）	-	583
有形固定資産合計	63,974	61,123
無形固定資産		
ソフトウェア	10,366	9,528
無形固定資産合計	10,366	9,528
投資その他の資産		
敷金	57,099	57,159
長期滞留債権	5,509	5,039
保険積立金	35,561	18,985
繰延税金資産	30,370	30,684
その他	356	298
貸倒引当金	△5,509	△5,039
投資その他の資産合計	123,388	107,129
固定資産合計	197,728	177,780
資産合計	1,270,461	1,392,879

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年 3 月31日)	当第 1 四半期会計期間 (2021年 6 月30日)
負債の部		
流動負債		
未払金	128,542	129,166
未払費用	9,789	13,922
前受金	67,323	63,152
賞与引当金	25,228	38,018
未払法人税等	62,676	68,379
未払消費税等	36,062	43,754
返金引当金	975	2,390
預り金	7,961	11,301
リース債務	3,014	-
資産除去債務	992	-
その他	3,020	1,295
流動負債合計	345,588	371,383
固定負債		
長期未払金	3,358	3,180
長期リース債務	251	-
資産除去債務	33,303	34,739
固定負債合計	36,913	37,919
負債合計	382,501	409,302
純資産の部		
株主資本		
資本金	64,000	64,000
資本剰余金	4,000	4,000
利益剰余金	819,959	915,576
株主資本合計	887,959	983,576
純資産合計	887,959	983,576
負債純資産合計	1,270,461	1,392,879

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	第1四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年6月30日)
売上高	653,523
売上原価	460,078
売上総利益	193,444
販売費及び一般管理費	49,217
営業利益	144,227
営業外収益	
保険解約返戻金	14,332
その他	204
営業外収益合計	14,537
経常利益	158,765
税引前四半期純利益	158,765
法人税、住民税及び事業税	63,463
法人税等調整額	△314
法人税等合計	63,148
四半期純利益	95,616

【注記事項】

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を計上することとしております。

これにより、収益認識会計基準等の適用による損益及びセグメント情報に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項のただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 （自2021年4月1日 至2021年6月30日）
減価償却費	3,101千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間（自2021年4月1日 至2021年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期損益計 算書計上額 (注) 2
	教育人材 支援事業	福祉人材 支援事業	個別指導 教室事業	計		
売上高						
顧客との契約から生じる収益	309,825	127,931	215,766	653,523	—	653,523
外部顧客への売上高	309,825	127,931	215,766	653,523	—	653,523
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	309,825	127,931	215,766	653,523	—	653,523
セグメント利益	99,831	53,415	35,264	188,510	△44,283	144,227

(注) 1. セグメント利益の調整額△44,283千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費等であります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の測定方法を同様に変更しております。

この変更による当第1四半期累計期間のセグメント利益又は損失への影響はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年6月30日)
1株当たり四半期純利益	30円84銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	95,616
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	95,616
普通株式の期中平均株式数(株)	3,100,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は2021年8月27日付で普通株式1株につき25株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(ストックオプションとしての新株予約権の発行)

当社は、2021年6月30日開催の定時株主総会及び2021年6月30日開催の取締役会において、当社監査役の適正な監査に対する意識を高めるとともに、当社の持続的な企業価値及び株主価値の向上を図ることを目的として、当社監査役に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議し、2021年7月2日に発行いたしました。

(1) 新株予約権の付与日

2021年7月2日

(2) 付与対象者の区分及び人数

当社監査役 3名

(3) 新株予約権の発行数

500個

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個につき437円

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式500株(新株予約権1個につき1株)

(6) 新株予約権の行使時の払込金額

1株につき7,200円

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

発行価格 : 1株につき7,200円

資本組入額 : 1株につき3,600円

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格の総額及び資本組入額の総額

発行価格の総額 : 3,600,000円

資本組入額の総額 : 1,800,000円

(9) 新株予約権の行使条件

① 当社の役員・従業員として本新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の役員・従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職等、正当な事由があると当社が取締役会の決議により認めた場合にはこの限りでない。

② 本新株予約権の割当を受けた者は、本新株予約権の全部又は一部(ただし、1株の整数倍とする。)を行使することができる。

③ 本新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

④ 当社株式の価格がa. に定める「ノックアウト・バリア判定期間」の間、一度でもb. に定める「ノックアウト・バリア価格」を下回った場合、当社は、当社の取締役会が定める取得日において、被割当者の新株予約権を無償で取得することができる。

a. ノックアウト・バリア判定期間は、2021年7月2日から2031年6月30日までとする。

b. ノックアウト・バリア価格は、金 6,821円とする。

(10) 新株予約権の行使期間

自 2023年7月1日 至 2031年6月30日

(注) 当社は、2021年8月27日付で普通株式1株につき25株の割合で株式分割を実施しておりますが、株式分割前の株式数を基準として記載しております。

(株式の分割)

当社は、2021年7月15日開催の当社取締役会決議に基づき、2021年8月27日付で株式分割を行っております。また、2021年8月12日開催の臨時株主総会の決議に基づき、2021年8月12日付で単元株制度を採用しております。

1. 株式分割の目的

当社株式の流動性の向上及び投資家層の更なる拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用致しました。

2. 株式分割の概要

(1) 株式分割の方法

2021年8月26日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき25株の割合をもって分割いたします。

(2) 株式分割により増加する株式数

- ① 株式分割前の発行済株式総数 124,000株
- ② 株式分割により増加する株式数 2,976,000株
- ③ 株式分割後の発行済株式総数 3,100,000株
- ④ 株式分割後の発行可能株式総数 12,400,000株

3. 株式分割の日程

基準日公告 2021年8月10日

基準日 2021年8月26日

効力発生日 2021年8月27日

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年9月8日

株式会社サクシード

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

金子勝彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

清水幸樹

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社サクシードの2021年4月1日から2022年3月31日までの第18期事業年度の第1四半期会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サクシードの2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上